

杣大島（大島）漁港大島干潟の水産振興に向けた利活用検討業務委託

# 公募型プロポーザル実施説明書

平成 29 年 8 月

周南市経済産業部 水産課



## 目 次

1 公告から、契約までのスケジュール.....	1	10 業務委託契約に関する事項.....	7
2 概要.....	2	1) 見積徴取の相手先としての特定.....	7
1) 趣旨.....	2	2) 業務委託の仕様及び実施条件.....	7
2) 委託方法.....	2	3) 契約内容等.....	7
3 業務概要.....	2	4) 失格による契約の解除.....	8
1) 業務名.....	2	11 参加者の失格.....	8
2) 業務内容.....	2	12 その他.....	8
3) 履行期間.....	2	1) 本件に係る費用負担.....	8
4) 委託料の上限.....	2	2) 書類提出に当たっての留意事項.....	8
5) 発注者.....	2	3) 使用言語及び通貨.....	8
4 担当課.....	2	4) 無効となる参加表明書又は企画提案書.....	8
5 参加資格.....	3	5) 措置事項.....	9
6 参加表明書の提出等.....	3	6) 企画提案書等の取扱い.....	9
1) 参加表明.....	3	13 添付資料.....	9
2) 参加表明等に関する質問の受付及び回答.....	4		
7 企画提案書の提出について.....	4		
1) 企画提案書の提出.....	4		
2) 企画提案書に関する質問の受付及び回答.....	5		
8 企画提案書の審査・ヒアリング・評価.....	5		
1) 選定委員会.....	5		
2) ヒアリング.....	5		
3) 結果の通知.....	5		
4) 結果の公表.....	6		
5) 評価項目.....	6		
9 非特定理由の説明に関する事項.....	6		
1) 非特定理由の説明請求.....	6		
2) 非特定理由の説明請求に対する回答.....	7		

# 1 公告から、契約までのスケジュール

8/21	月	①公告	② 参加表明書の提出・受付	③ 参加表明にかかると質問書の提出受付
8/22	火			
8/23	水			
8/24	木			
8/25	金			
8/26	土			
8/27	日			
8/28	月			8月28日期限
8/29	火			
8/30	水			
8/31	木		8月31日期限	
9/1	金			
9/2	土			
9/3	日			
9/4	月		④ 企画提案書の提出・受付	⑤ 企画提案にかかると質問書の提出受付
9/5	火			
9/6	水			
9/7	木			
9/8	金			
9/9	土			
9/10	日			
9/11	月			9月11日期限
9/12	火			
9/13	水			
9/14	木		9月14日期限	
9/15	金			
9/16	土			
9/17	日			
9/18	月			
9/19	火			
9/20	水			
9/21	木	⑥ ヒアリング		
9/22	金			
9/23	土			
9/24	日			
9/25	月			
9/26	火	⑦ 審査結果の通知		
9/27	水	⑧ 契約（～10月上旬までに）		
9/28	木			
9/29	金			
9/30	土			

※参加表明書などの様式は担当課にてお受け取りいただくか、又は周南市のホームページからダウンロードしてください。

※提出方法は担当課まで持参していただくか、郵送にてご提出ください。

## 2 概要

### 1) 趣旨

この説明書は、杣大島（大島）漁港大島干潟の水産振興に向けた利活用検討業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、大島干潟のアサリ成育調査によるアサリ資源量の増大等水産振興に向けた利活用の検討を実施できる受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2) 委託方法

本業務委託は、公募型プロポーザル方式により、業務委託者を選定いたします。よって、選定委員会による提案書及びヒアリングの評価により業務委託者を決定します。

## 3 業務概要

### 1) 業務名

杣大島（大島）漁港大島干潟の水産振興に向けた利活用検討業務委託

### 2) 業務内容

アサリ成育調査によるアサリ資源量の増大等、大島干潟の水産振興に向けた利活用の検討を実施していく。

※ 詳細は添付資料の別添②「仕様書」を参照

### 3) 履行期間

契約締結後から平成 30 年 3 月 23 日まで

### 4) 委託料の上限

2,538,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。（この金額は見積合わせ時の予定価格となるものではありません。）

### 5) 発注者

周南市

## 4 担当課

周南市役所 経済産業部 水産課 水産担当

■住所 〒745-0045 山口県周南市徳山港町 1-1

■電話番号 0834-22-8366（直通）

■FAX番号 0834-22-8367（直通）

■E-mail [suisan@city.shunan.lg.jp](mailto:suisan@city.shunan.lg.jp)

## 5 参加資格

次の①～⑥に掲げる事項を全て満たしていることを要件とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。
- ② 参加表明書の提出時点で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は、第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規程に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け 更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ③ 参加表明書の提出日時点で、平成 28・29 年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）の、(大分類) 4 調査・研究（設計関係を除く）の（小分類）1 調査・分析 に登録されていること。
- ④ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑥ 本業務と同様あるいは類似した業務実績を有すること。

## 6 参加表明書の提出等

### 1) 参加表明

#### ① 提出書類

様式等	提出部数等
様式-1 参加表明書（別添①）	1 部
市税の滞納の無いことの証明書（提出日の 3 か月以内の日付のもので、コピーも可）	1 部 ※事業所等の所在地における、市税の滞納がないことが分かる書類を提出してください。
会社等の概要が分かる資料（会社案内等）	1 部

#### ② 提出方法

##### (i) 提出期間

平成 29 年 8 月 21 日（月）から平成 29 年 8 月 31 日（木）まで

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(ii) 提出先

本説明書 4 に記載する担当課

(iii) 提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期限日までに必着とします。）

## 2) 参加表明等に関する質問の受付及び回答

### ① 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとします。評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けできません。

### ② 質問及び回答の方法

(i) 様式

様式-2「質問書」

(ii) 提出先

本説明書 4 に掲げる担当課

(iii) 提出方法

持参、送付、FAX 又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着）

(iv) 受付期間

平成 29 年 8 月 21 日（月）から平成 29 年 8 月 28 日（月）まで

※持参による場合の受付時間は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(v) 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、全ての参加表明者に対して、FAX 又は電子メールにより行います。

## 7 企画提案書の提出について

### 1) 企画提案書の提出

#### ① 提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	A4 サイズ 自由様式	ホチキス留め 10 部
見積書	A4 サイズ 自由様式	1 部

#### ② 提出方法

(i) 提出期間

平成 29 年 9 月 4 日（月）午前 8 時 30 分から平成 29 年 9 月 14 日（木）午後 5 時 15 分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(ii) 提出先

本説明書 4 に掲げる担当課

(iii) 提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期限までに必着とします。）

## 2) 企画提案書に関する質問の受付及び回答

### ① 質問の内容

企画提案書等に関する質問は、作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものいたします。評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けできません。

### ② 質問及び回答の方法

(i) 様式

様式-2「質問書」

(ii) 提出先

本説明書 4 に掲げる担当課

(iii) 提出方法

持参、送付、FAX 又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着）

(iv) 受付期間

平成 29 年 9 月 4 日（月）午前 8 時 30 分から平成 29 年 9 月 11 日（月）午後 5 時 15 分まで

※持参による場合の受付時間は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(v) 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、全ての参加表明者に対して、FAX 又は電子メールにより行います。

## 8 企画提案書の審査・ヒアリング・評価

### 1) 選定委員会

企画提案書等の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「杵大島（大島）漁港大島干潟の水産振興に向けた利活用検討業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。

### 2) ヒアリング

企画提案書受付終了後、提案について、本説明書 1 に記載するスケジュールでヒアリングを実施します。ヒアリングの実施内容については調整のうえ、別途通知いたします。

### 3) 結果の通知

審査において、最も優れた企画提案書として選定された企画提案書の提出者（以下、「最優

秀者」という。) に対し、「特定通知書」によりその旨を通知いたします。

最も優れた企画提案書として選定されなかった企画提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知いたします。

#### 4) 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表します。

#### 5) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりです。

評価項目	評価内容	評価基準	配点
業務実施体制	会社等	事業者として、過去 10 年間 (※1) に国または地方公共団体等における事業実績を有しているか。	5 点
	人員体制	人員配置状況から、本市との打合せ等に的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務の遂行が行える体制が整えられているか。	5 点
		アサリの育成についての知見を有し、地方公共団体等において調査・分析等の業務実績のある人員を配置しているか。	5 点
提案内容	アサリ資源量の調査	アサリの育成状況の調査方法が妥当かつ効果的なもので、今後のアサリ資源量の増大が的確に実現できるものであるか。	20 点
	水産振興に向けた検討	大島干潟の水産振興に向けた利活用の提案内容が妥当かつ効果的なもので、大島干潟の水産振興が実現できるものであるか。	20 点
	干潟保全活動	大島干潟の現状や課題に対して一定の理解を有しており、関係団体との連携を図りながら事業を進めていく能力を有しているか。	15 点
	独自性	仕様書に示された事項に加えて、将来性のある、創意工夫のされた企画提案内容となっているか。	10 点
	調査・分析能力	大島干潟の水産振興に対する調査能力を有しているか。また、調査結果をもとに今後の水産振興の進め方等を分析する能力を有しているか。	10 点
	説明能力	プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があったか。また質疑応答に明確に回答しているか。	5 点
価格評価	事業費積算内容	見積書の内容と金額が適切なものとなっているか。	5 点
合計			100 点

※1 「過去 10 年間」とは平成 19 年 8 月 21 日から平成 29 年 8 月 20 日までの期間をいいます。

## 9 非特定理由の説明に関する事項

### 1) 非特定理由の説明請求

「非特定通知書」による通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、次により周南市長に非特定理由についての説明を求めることができます。

(i) 様式

サイズは A4 版とし、様式は自由とします。

(ii) 提出先

本説明書 4 に掲げる担当課

(iii) 提出方法

持参、送付、FAX 又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着）

(iv) 受付期間

説明を求めることができる期間内（ただし、休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 2) 非特定理由の説明請求に対する回答

非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に書面により行います。

## 10 業務委託契約に関する事項

### 1) 見積徴取の相手先としての特定

最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとします。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定します。

- 最優秀者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。
- 最優秀者が、周南市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- 最優秀者が、特定後に本説明書 11 に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- 最優秀者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。
- 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

### 2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、業務委託仕様書（別添②）に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上、定めるものとします。
- ② 本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがあります。
- ③ 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則できないものとします。
- ④ 企画提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとします。

### 3) 契約内容等

本業務の委託契約は、周南市契約事務規則及び周南市業務委託契約約款によるものとします。

#### 4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書 11 に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがあります。

## 11 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失います。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本説明書 5 に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本説明書の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

## 12 その他

### 1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とします。

### 2) 書類提出に当たっての留意事項

- 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、本市はこの責を負いません。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じてください。
- 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとします。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰りいただき、改めて改変された書類を提出してください。
- 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の改変はできないものとします。

### 3) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

### 4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とします。

- 提出方法、提出先、提出期限等が本説明書その他の定めに適合しないもの
- 記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）

- 虚偽の内容が記載されているもの

## 5) 措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがあります。

## 6) 企画提案書等の取扱い

- 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却いたしません。
- 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはありません。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においてのみ、企画提案書等の複製、記録及び保存を行うことがあります。
- 特定された企画提案書のうち業務の実施方針等及びテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、必要があればその内容を公開するものとします。

## 13 添付資料

- (1)提出書類の様式 別添①
- (2)仕様書 別添②